会社名K u d a n 株式会社代表者名代表取締役CEO項 大雨(コード番号4425 東証グロース)問合せ先取締役CFO 中山紘平(TEL.03-4405-1325)

# 第三者割当てによる第 12 回乃至第 14 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行 及び第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、2022 年 7 月 11 日付の取締役会において、第 12 回乃至第 14 回新株予約権(以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、グロース・キャピタル株式会社(以下「割当予定先」といいます。)との間で、下記の内容を含む第三者割当契約(以下「本第三者割当契約」といいます。)を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

下記「※ 今般の資金調達の特徴について」で詳細な説明を記載しておりますが、第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権は、その行使に関して一定の業績条件の達成を行使の条件としており、かつ、当該業績条件の達成に連動する株価上昇に伴い、これらの本新株予約権が段階的に行使されていくことを企図する設計となっております。

## 1. 募集の概要

1. 券果	7 网 久	
(1)	割 当 日	2022年7月27日
		4, 345 個
(0)	水气扩扑又处长米	第 12 回新株予約権  2,571 個
(2)	発行新株予約権数	第 13 回新株予約権 1,064 個
		第 14 回新株予約権 710 個
		総額 1,717,331 円(第 12 回新株予約権 1 個当たり 399 円、第 13 回
(3)	発 行 価 額	新株予約権1個当たり 393 円、第 14 回新株予約権1個当たり 385
		円)
		潜在株式数:434,500株 (新株予約権1個につき100株)
		第 12 回新株予約権 257, 100 株
	VI =+ = V /- ) _ 1	第 13 回新株予約権 106, 400 株
(4)	当該発行による	第 14 回新株予約権 71,000 株
	潜在株式数	本新株予約権について上限行使価額はありません。
		本新株予約権の下限行使価額は 1,241 円ですが、下限行使価額にお
		いても、潜在株式数は 434,500 株です。
(5)	資金調達の額	1,586,157,231 円 (差引手取概算額)
		当初行使価額
		第 12 回新株予約権 2,069 円
		第 13 回新株予約権 5,000 円
(6)	行使価額及び	第 14 回新株予約権 7,500 円
	行使価額の修正条件	   行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日
		の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下
		「終値」といいます。)の94%に相当する金額に修正されますが、

	その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の年代無難しませた。
	の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法によります。
(8) 割 当 予 定 先	グロース・キャピタル株式会社
(9) そ の 他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、割当予定先と合意の上、本第三者割当契約を締結する予定です。本第三者割当契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載しております。 ・ 当社が、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「7. 割当予定先の選定理由等(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。) ・ 本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であること上記のほか、本第三者割当契約においては、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(1)資金調達方法の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等(6)ロックアップ」に記載しておりますとおり、本新株予約権に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、割当予定先と合意の上、覚書(以下「本覚書」といいます。)を締結する予定です。本覚書において、以下の内容が定められる予定です。 ・ 割当予定先は、本新株予約権の割当日から1年を経過した日以降で、終値が下限行使価額を下回った場合には、当社に対し、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、割当予定先が保有する本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、割当予定先が保有する本新株予約権の行使に係る条件も定められる予定ですが、こちらについての詳細は、下記「※今般の資金調達の特徴について」をご参照ください。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

# ※ 今般の資金調達の特徴について

本スキームにおいては、3回号の新株予約権が発行され、本覚書において、第13回新株予約権及び第14回新株予約権にはそれぞれ、以下のような行使条件(以下「本行使条件」といいます。)が定められております。

- ▶ 第 13 回新株予約権:基準株価が 5,000 円以上であり、かつ本顧客製品化公表が1回以上なされた日以降にのみ行使可能
- ▶ 第14回新株予約権:基準株価が7,500円以上であり、かつ本顧客製品化公表が2回以上なされた日以降にのみ行使可能

上記条件において、「基準株価」とは、各本新株予約権の発行要項第17項第(2)号に定める本新株予 約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における終値をいいます。

また、「本顧客製品化公表」とは、本新株予約権の割当日以降に、当社又は当社のグループ会社の技術を活用した製品又はサービスが顧客により商用化(顧客製品化)された旨のプレスリリース等が当社又は当社の取引先によって公表されたことをいいます。なお、当社は、当社又は当社のグループ会社の技術を活用した製品又はサービスが顧客により商用化(顧客製品化)された旨のプレスリリース等が当社の取引先によって公表され、本行使条件が充足された場合、速やかにその旨開示いたします。

このように、第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権は、本顧客製品化公表という一定の業績条件の達成をその行使の条件とし、当該条件の達成に伴う株価上昇にしたがって、段階的に行使がなされていくことを想定して設計されています。顧客製品化拡大に伴う資金需要に応じた資金調達を可能とするため、株価以外に本顧客製品化公表という一定の業績条件の達成を第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権の行使条件としております。

なお、当社は、当社の取締役会決議によりいつでも本行使条件を取り消すことができ、かかる取消しを行った場合には、第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権は通常の行使価額修正条項付新株予約権と同様の設計となります。現時点において、かかる取消しを実施することは想定しておりませんが、株価が思うように上昇せず、一方で、事業成長の機会を捉えるための想定外の成長投資等のために喫緊に資金調達を行う必要性があるようなケースにおいて、想定外の成長投資等に資金を充当する柔軟性を確保するために、かかる仕組みを設けております。なお、当社は、本行使条件を取り消した場合、速やかにその旨開示いたします。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、第8期事業年度(自 2021 年4月1日 至 2022 年3月31日)において、顧客製品化に向け た開発案件のフェーズ進捗に伴う収入増加及びより幅広い適用領域での案件拡大により連結売上高が 271 百万円(前年同期比 112.7%増)、連結営業損失が 443 百万円、連結経常損失が 681 百万円、親会 社株主に帰属する当期純損失が 2,237 百万円となり、売上の回復基調が継続する一方、Artisense Corporation の子会社化を含むグローバル規模での体制拡大に伴い、販売費及び一般管理費が増加し、 現金及び預金の期末残高は604百万円(前期末比50.9%減)と減少しております。そのような中で、 下記「<資金調達の目的>」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました が、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 <他の資金調達方 法との比較>」に記載のとおり、公募増資や MSCB 等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリ ットがある中で、割当予定先より提案を受けた下記「3.資金調達方法の概要及び選択理由 金調達方法の概要」に記載のスキーム(株価以外に当社又は当社のグループ会社の技術を活用した製 品又はサービスが顧客製品化された旨のプレスリリース等が所定の回数以上公表されることが第13回 新株予約権及び第 14 回新株予約権の行使条件となっており、顧客製品化拡大に伴う資金需要に応じた 資金調達が可能な仕組み。以下「本スキーム」といいます。) は、下記「3. 資金調達方法の概要及び 選択理由 (2)資金調達方法の選択理由 <本スキームの特徴>」に記載のメリットがあることか ら、下記「3.資金調達方法の概要及び選択理由 (2)資金調達方法の選択理由 <本スキームのデ メリット・留意点>」に記載のデメリット・留意点に鑑みても、本スキームによる資金調達方法が、顧 客製品化拡大に伴う資金需要に応じた資金調達を行いたいという当社の資金調達ニーズに最も合致し ていると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により 資金調達を行おうとするものであります。

#### <資金調達の目的>

当社は、「Eyes to the all machines」をビジョンに掲げ、機械(コンピュータやロボット)の「眼」に相当する人工知覚(Artificial Perception、以下「AP」といいます。)の研究開発とライセンス提供を行っています。人工知覚は機械の「脳」に相当する人工知能と並び相互補完する Deep Tech(深層技術)として、機械が自律的に機能できるように進化させる技術です。

具体的には、SLAM (Simultaneous Localization And Mapping) と呼ばれる技術を独自で研究開発しており、カメラや lidar (Light Detection And Ranging) などのセンサーからの情報をもとに、そのセンサーのついた機器がどこに位置しているか (Localization)、周囲環境がどのようになっているか (Mapping) を同時並行で行う技術を確立しております。これにより、ロボットや様々な機械、スマートフォンも含めたデバイスがどのように動き、空間上でどこにいるのかを精緻に認識することが可能になります。

近年、あらゆる産業におけるオペレーション自動化のニーズの高まりと、アルゴリズムを補完するセンサー・半導体等のハードウェア技術の進化が、AP(人工知覚)アルゴリズムの実用化と普及を大きく後押ししてきました。これに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、人と人の交流や共同作業を要しないオペレーションの省人化やリモート化の需要が全ての産業で急増しており、特に、物流・製造・建設・小売等の領域におけるロボティクス・自動運転・ドローン等の自動化技術のニーズ増大が顕著であると考えております。この不可逆的な傾向は、中長期に渡って益々加速していくことが予測されており、従来予想されていたよりも、相当に早いスピードでAP(人工知覚)技術の社会実装が進んでいくことが見込まれています。

このように、当社が注力する AP (人工知覚) の市場の急拡大が数年で期待されるなかで、当社はこれまで、顧客が当社 AP (人工知覚) 技術を組み込んだ製品を販売し、販売規模の拡大とともに製品ライセンス収入による当社売上の大幅な拡大を達成する「刈り取りフェーズ」への移行を進めるために、製品化確度・販売規模の拡大ポテンシャルの高い案件の獲得・継続に注力する「仕込みフェーズ」において事業進捗を進めてまいりました。顧客製品化実現後は、顧客製品化前の「評価・開発」案件の段階に比べると、案件拡大に応じて追加で発生するコストは僅少であり、ライセンス収入の大部分が利益貢献となる収益構造となることを想定しております。

このような中、当期(2023年3月期)には複数の顧客製品化を実現する見込みでおりましたが、2022年7月11日付のプレスリリース「中国で自動運転を手掛けるWhale Dynamic、Kudan 3D-Lidar SLAM 統合の自律走行向け商用化製品の提供開始、中国主要都市でのプロジェクトも受注」に記載のとおり、自動運転領域において当社 AP(人工知覚)技術を組み込んだ顧客製品化及び販売開始が決定いたしました。今後の更なる顧客製品化の実現により、製品ライセンス収入中心の収益構造となる「刈り取りフェーズ」へ向けての「転換フェーズ」を迎える想定です。

これを受けて、当社 AP (人工知覚) アルゴリズムを組み込んだ顧客製品化の加速及び拡大のための体制強化、並びに将来の更なる顧客製品化の拡大に向けた事業戦略の推進が今後の事業の成長にとって極めて重要であり、流動性確保を目的とした資金調達を実施することが必要と考えました。このような成長機会に対しては、財務安定性に配慮しつつ、機動的な投資判断と財務手当が不可欠となります。

以上の状況を踏まえ、調達資金につきましては、①顧客製品化の加速・拡大に向けたエンジニア・事業開発体制の拡充、②ソリューション事業の展開によるソリューション・プラットフォームの開発及び事業投資に充当することを予定しています。

当社は、長期的に安定した財務基盤を維持し、将来の資金需要を見据えた機動的な資金調達手段を確保しながら、既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であるとの判断に至ったため、今回の新株予約権の発行を決定いたしました。また、今回の資金調達は、当社の中長期的な企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

#### [用語解説]

% 1 (SLAM: Simultaneous Localization and Mapping)

機械が動く際に、取り付けられたセンサーの出力を用いて、周辺環境の3次元認識(マッピング)とセンサーの自己位置認識(ローカライゼーション)の両方をリアルタイムで算出する技術。動き回るコンピュータ・ロボットにとって必須となる技術。

※2 (アルゴリズム) 特定の問題を解決するために考案された計算可能な数理モデル。多くの場合はコンピュータプログラムによって記述される。

#### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

## (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使可能期間を3年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別添の各本新株予約権の発行要項第10項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

本新株予約権は第12回乃至第14回新株予約権の3回号の新株予約権から構成され、第13回新株予 約権及び第14回新株予約権につき、それぞれ以下の本行使条件を充足した場合にのみ行使可能な仕組 みとなっております。

- ▶ 第 13 回新株予約権:基準株価が 5,000 円以上であり、かつ本顧客製品化公表が1回以上なされた日以降であること
- ➤ 第 14 回新株予約権: 基準株価が 7,500 円以上であり、かつ本顧客製品化公表が 2 回以上なされた日以降であること

このように、株価以外に当社又は当社のグループ会社の技術を活用した製品又はサービスが顧客により商用化(顧客製品化)された旨のプレスリリース等が所定の回数以上公表されることが第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権の行使条件となっており、顧客製品化拡大に伴う資金需要に応じた資金調達が可能な仕組みとなっております。なお、当社は、当社の取締役会決議によりいつでも本行使条件を取り消すことができ、かかる取消しを行った場合には、第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権は通常の行使価額修正条項付新株予約権と同様の設計となります。現時点において、かかる取消しを実施することは想定しておりませんが、株価が思うように上昇せず、一方で、事業成長の機会を捉えるための想定外の成長投資等のために喫緊に資金調達を行う必要性があるようなケースにおいて、想定外の成長投資等に資金を充当する柔軟性を確保するために、かかる仕組みを設けております。また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、割当予定先と合意の上、本第三者割当契約及び本覚書を締結いたします。本新株予約権の発行要項、本第三者割当契約及び本覚書には、本行使条件のほか、以下の内容が規定される予定です。

### <本新株予約権の取得>

割当予定先は、2023年7月26日(同日を含みます。)以降のいずれかの取引日における終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に、当該取引日以降の取引日に当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、各本新株予約権の発行要項第14項第(1)号に従い、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、当該本新株予約権を取得します。

なお、上記の条項とは別に、本新株予約権の発行要項において、行使期間の末日において残存する本新株予約権がある場合、当社がかかる本新株予約権を払込金額と同額で取得する旨が規定されています。

## <本新株予約権の譲渡>

本第三者割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、「7.割当予定先の選定理由等 (3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載の行使制限措置は、譲受人に同様の内容を約させる旨が規定されています。

### <割当予定先による IR 支援>

当社は、当社の資金調達を支援するために割当予定先が本新株予約権を引き受けることに加え、当社の企業価値向上を支援するため、当社の個人投資家及び海外機関投資家向け戦略的 IR を支援する各種施策 (個人投資家に対する説明会の開催や機関投資家とのミーティングのアレンジ等) を実施する旨の業務提携の提案を受けました。当社は、割当予定先が複数の上場ベンチャー企業の IR 支援の実績を有することから、当該業務提携により、割当予定先から資金調達の支援に加えて IR 支援を受けることが、当社の中長期での企業価値の向上を図るために有益であると考えております。

### (2) 資金調達方法の選択理由

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達は、第12回新株予約権により手元で必要な資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、第13回新株予約権及び第14回新株予約権により、顧客製品化拡大に伴い必要となる資金を現状の株価水準より高い株価により一定の蓋然性をもって調達できる設計となっており、かつ一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

#### <本スキームの特徴>

- ① 株価以外に本顧客製品化公表という一定の業績条件の達成を第 13 回新株予約権及び第 14 回 新株予約権の行使条件とすることにより、顧客製品化拡大に伴う当社の資金需要に応じた資 金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 434,500 株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること (2022 年 3 月 31 日の総議決権数 82,196 個(発行済株式総数 8,230,067 株) に対する最大希薄化率は、5.29%)。
- ③ 当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ④ 本新株予約権の割当日から1年を経過した日以降は、当社の判断により、本新株予約権の払 込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる こと。
- ⑤ 現状では想定していないものの、当社の取締役会決議によりいつでも本行使条件を取り消す ことができ、資金調達の柔軟性が確保されていること。
- ⑥ 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有 しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。

# <本覚書に基づく本新株予約権の行使停止要請について>

当社は、第 12 回新株予約権については、いずれかの取引日における終値が第 12 回新株予約権の 当初行使価額の 80%に相当する金額(以下「第 12 回停止基準金額」といい、かかる金額は、第 12 回 新株予約権の発行要項第 11 項を準用して調整されます。)を下回った場合、第 13 回新株予約権又は 第 14 回新株予約権については、第 13 回新株予約権又は第 14 回新株予約権に係る本行使条件を取り 消した場合、第 12 回新株予約権又は本行使条件が取り消された第 13 回新株予約権若しくは第 14 回 新株予約権(以下、個別に又は総称して「行使停止新株予約権」といいます。) について、当社取締役会決議により、割当予定先に対し、行使停止新株予約権の行使を停止する旨の通知(以下「行使停止要請通知」といいます。) を行うことができます。

行使停止要請通知において、当社は割当予定先に各回号の本新株予約権のいずれか又は複数について権利行使を停止する期間(以下「行使停止期間」といいます。)を指定します。当社が行使停止要請通知を行った場合には、割当予定先は、行使停止期間において行使停止新株予約権を行使することができません(但し、第12回新株予約権については、行使停止期間初日の他、行使停止期間において、取引所における発行会社普通株式の普通取引の終値が、第12回停止基準金額を下回る日の翌取引日において、当該行使停止の効力が生じます。)。

いずれの行使停止期間の開始日も、2022年7月27日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2025年6月26日までとし、いずれの行使停止期間も90日間を上限とします。

なお、当社が行使停止要請通知を行った場合、当社は当該決定の日にその旨開示するものとします。

また、当社は、割当予定先による行使停止要請通知の受領後も、当社の取締役会決議により、当該通知を撤回することができます。

なお、当社が行使停止要請通知の撤回を行った場合、当社は当該撤回の通知がなされた後、撤回 の効力が生じる日までの間に、その旨開示するものとします。

# <本スキームのデメリット・留意点>

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 顧客製品化が進まなかった場合や、進んだとしてもそれに伴って株価が上昇しない場合には、 当社が本行使条件を取り消さない限り、第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権に係る資 金調達ができないこと。
- ③ 当社が本行使条件を取り消した後に株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があり、さらに、株価が下限行使価額を下回って推移した場合には調達ができない可能性もあること。

### <他の資金調達方法との比較>

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。本行使条件の取消しがなされない場合、第13回新株予約権及び第14回新株予約権については、現状の株価水準よりも高い水準の行使価額が設定されており、かつ、株価が行使価額を上回って推移した場合であっても、修正条項により、行使価額も株価の上昇に伴って上昇するため、通常の行使価額が固定されている新株予約権よりも当社にとって好ましい設計となっております。
- ④ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり 利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられる こと、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。
- ⑤ 株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには、 当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当 社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられ るノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシュー

については国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段 階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の 流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があること。ま た、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字 を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、 実施することができないこと。

⑥ 借入れ又は社債による資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込ま れること。

### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額(差引手取概算額)

・本新株予約権に係る調達資金 1,598,157 千円 本新株予約権の払込金額の総額 1,717 千円 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1,596,439 千円

発行諸費用(弁護士費用、価格算定費用、登記関連費用等)

12,000 千円

• 差引手取概算額

1,586,157 千円

(注)上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資 される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差 し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使 価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約 権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予 約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合に は、上記金額は減少します。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行による資金調達の使途については、以下を予定しております。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 顧客製品化の加速・拡大に向けたエンジニア・	796	2022 年7月~
事業開発体制の拡充	786	2026年3月
② ソリューション事業の展開によるソリューショ	900	2022 年7月~
ン・プラットフォームの開発及び事業投資	800	2026年3月
合計金額	1, 586	_

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管 理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定でおります。
  - 2. 資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資 金使途及びその金額については、変更される可能性があります。また、資金を使用する 優先順位としましては、上記①から優先的に充当し、調達額が予定に満たない場合には、 借入れ又は手元資金により充当する予定です。一方、調達額が予定より増額となった場 合には、上記①及び②に充当する予定であります。
  - 3. 本行使条件が取り消され、発行決議日直前取引日の終値を行使価額として第13回新株 予約権及び第14回新株予約権が全て行使されたと仮定した場合、差引手取概算額は888 百万円となります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途につ いての詳細は以下のとおりです。また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時 期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性が あるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

## ① 顧客製品化の加速・拡大に向けたエンジニア・事業開発体制の拡充

2022年7月11日付のプレスリリース「中国で自動運転を手掛ける Whale Dynamic、Kudan 3D-Lidar SLAM 統合の自律走行向け商用化製品の提供開始、中国主要都市でのプロジェクトも受注」に記載のとおり、自動運転領域において当社 AP(人工知覚)技術を組み込んだ顧客製品化及び販売開始が決定いたしました。今後、当案件及び更なる顧客製品化の加速・拡大に向けては、以下事業戦略の推進が当社の今後の事業成長において必須と考えております。

すなわち、製品化後のサポート強化及び製品普及を後押しするための技術開発の強化を目的としたエンジニア体制の拡充、並びに顧客製品化を契機とする更なる多数かつ大型の顧客製品化案件獲得のための事業開発チーム体制の拡充を、事業進捗の推進と合わせて展開してまいります。エンジニアチームは引き続き欧州中心の体制拡充を見込んでおり、事業開発チームにおいても、国内のみならず、AP(人工知覚)技術に対するニーズの高まりが顕著な欧米・アジア等の海外地域における体制拡充を見込んでおります。2023年3月期以降毎年エンジニア・事業開発チーム合わせて5名超程度の増員を想定し、当該資金使途のため本調達の一部を充当する予定であります。

これにより、「転換フェーズ」から「刈り取りフェーズ」への移行の早期化及び規模拡大を 実現し、中長期的な利益拡大に向けた基盤の強化を進めてまいります。

## ② ソリューション事業の展開によるソリューション・プラットフォームの開発及び事業投資

当社はこれまで、ロボティクス・メタバース・次世代デジタルマップなどの領域における当社技術の実用化と普及を目指して、顧客が当社技術を製品に組み込んで商用化を行うための開発支援とライセンス提供を行ってまいりました。当期 2023 年 3 月期からは、当社技術を導入した複数の顧客製品化の実現を見込んでおり、これを足掛かりとした当社技術の更なる普及と用途拡大のために、より高度なソリューション・プラットフォームの支援を行っていきます。

具体的には、当社の人工知覚技術を導入した複数の製品同士が互いに同期したり、製品の用途を拡大させる様々なソリューション・プラットフォームの実現を支援するためのソリューション事業として新たに「Kudan ソリューション」を開始いたします。

これにより、複数種類のロボットが入り交じる環境で同期的に自己位置推定を行い高度なロボット運用を実現するロボットプラットフォームや、産業や公共分野でのメンテナンスやシミュレーションの効率化を実現するデジタルツイン、仮想空間のシミュレーションと現実世界での運用とを融合させるメタバースなどの実現を支援していくとともに、将来的にこれら全体を統合したプラットフォームの構築を推進していきます。

こうした製品応用の拡大に向けて、これまで需要があったソリューション型案件を本格的に事業化すべく、体制強化による幅広いパートナー企業との技術連携・共同事業開発を拡大していくとともに、ソリューション・プラットフォームの拡大による当社の中長期におけるライセンス収入の大幅な拡大を目指します。

本調達により、パートナー企業と共同でのソリューション・プラットフォームの開発のための事業開発チームの増員、開発・業務委託コスト及び資本業務提携を含むパートナーとの連携強化のための事業投資に資金を充当し、事業展開を推進してまいります。

なお、今後の投資方針については、パートナー企業と連携の枠組みを協議し、その上で資本業務提携を含む連携強化のための投資の可能性について検討していく方針としております。 また、現時点では M&A は想定しておりません。

#### [用語解説]

## ※ (デジタルツイン)

実環境におけるあらゆる物体・構造物を三次元的に精緻にデジタル化させる技術。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2.募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。なお、今回の資金調達により実行する成長戦略については、2022年6月30日付の「事業計画及び成長可能性に関する説明資料」の「4.今後の成長性」において詳細を記載しております。

### 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、各本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権の発行要項、本第三者割当契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社の株価(2,069円)、当社株式のボラティリティ(69.3%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(▲0.1%)、割当予定先が本新株予約権を行使する際に当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等を含みます。)を置き本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した第 12 回新株予約権の評価額 399 円、第 13 回 新株予約権の評価額 393 円及び第 14 回新株予約権の評価額 385 円を参考として、割当予定先との協議 を経て、第 12 回新株予約権 1 個の払込金額を金 399 円、第 13 回新株予約権 1 個の払込金額を金 393 円、第 14 回新株予約権 1 個の払込金額を金 385 円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、第 12 回新株予約権につき 2,069 円、第 13 回新株予約権につき 5,000 円、第 14 回新株予約権につき 7,500 円に設定されており、その後、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の 94%に相当する金額に修正されるものの、第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権については、本行使条件が付されていることにより、本行使条件が取り消されない限りは、これらの本新株予約権につき、当社普通株式の株価が当初行使価額の水準に達するまでは行使は行われません。また、本行使条件が取り消されたとしても、いずれの本新株予約権についても行使価額は下限行使価額である 1,241 円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、下記「11.最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 (3)最近の株価の状況 ②最近 6 か月間の状況」及び「③発行決議日前取引日における株価」に記載の最近 6 ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査等委員会(社外取締役:3名)も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額で設定されていることから、かかる払込金額が割当予定先に特に有利でないとする取締役の判断につき、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、2022 年 3 月 31 日現在の総議決権数 82,196 個(発行済株式総数 8,230,067 株)に対して最大 5.29%の希薄化が生じます。

しかしながら、今回の資金調達により、上記「2.募集の目的及び理由」及び「5.資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 434,500 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 111,962 株であり、一定の流動性を有していることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

### 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1)	名称	グロース・キャピタル株式会社
(2)	所 在 地	東京都港区南青山三丁目8番 40 号青山センタービル2F
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 嶺井 政人
		① 投資業
(4)	事 業 内 容	② マーケティング支援業務
		③ 成長支援のコンサルティング等
(5)	資 本 金	3,000 万円
(6)	設 立 年 月 日	2019年4月1日
(7)	発 行 済 株 式 数	3,000 株
(8)	決 算 期	3月31日
(9)	従 業 員 数	4名
(10)	主 要 取 引 先	
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	嶺井 政人 100%
(13)	当事会社間の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該 当 状 況	該当事項はありません。

(注) 当社は、割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約において、割当予定先から、割当予定先並びに割当予定先の役員及び従業員が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受ける予定です。さらに、割当予定先及び割当予定先の役員について、反社会的勢力であるか否か、並びに割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社トクチョー(代表取締役社長:荒川 一枝、本社:東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号)に調査を依頼し、2022年6月17日及び2022年6月24日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力である、又は割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでし

た。以上により、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、割当予定先は非上場の会社であり、経営成績及び財政状態については開示の同意が得られていないため、記載しておりません。

#### (2)割当予定先を選定した理由

当社としては当社のファイナンスニーズを充足し得る様々な資金調達先及び調達方法を検討してまいりましたが、そのような状況の中、2021 年 12 月頃、当社取締役 CFO の中山紘平を介して、グロース・キャピタル株式会社より具体的な資金調達方法の提案を受けるに至りました。なお、当社取締役 CFO の中山紘平は、嶺井政人氏が主宰する CFO のネットワークイベントに参加し、グロース・キャピタル株式会社の代表取締役である嶺井氏と知り合いました。グロース・キャピタル株式会社より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、顧客製品化に伴い当社の必要とする資金を段階的に調達したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、グロース・キャピタル株式会社以外に他の国内外の金融機関からも資金調達の方法の説明や提案を受け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

また、当社は、グロース・キャピタル株式会社以外に他の国内外の金融機関からも本スキームに類似した資金調達方法の提案も受けました。その中で、グロース・キャピタル株式会社から 2021 年 12 月に提案を受け、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 <本スキームの特徴>」に記載した商品性、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 <割当予定先による IR 支援>」に記載した IR 支援を受けられること及びグロース・キャピタル株式会社の過去の実績等を総合的に勘案して、グロース・キャピタル株式会社を割当予定先として選定いたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭での報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本第三者割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約において、割当予定先は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受ける予定です。また、当社は、割当予定先から、割当予定先の取引銀行が発行する 2022 年 5 月 17 日付の残高証明書を受領しており、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の発行に係る払込みに十分な現預金残高を有することを確認しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先と割当予定先の代表取締役嶺井政人氏との間で締結された金銭消費貸借契約書(借入期間:2022 年 12 月 31 日まで、金利 0 %、無担保(担保請求権はあり))を受領しており、当該現預金残高は、嶺井政人氏からの融資による資金でまかなわれていること及び、当社株式が担保になっていない(担保請求権はあり)ことを確認しており、その貸付原資は同氏の自己資金であることを口頭で確認し、その説明の妥当性について公表資料によって確認しております。また、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に本新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は下記「(5) 株券貸借に関する契約」に記載の株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたっても十分な資金を有していると判断しております。

### (5) 株券貸借に関する契約

割当予定先は、当社の大株主である大野智弘氏との間で、2022 年 7 月 27 日から 2025 年 7 月 28 日までの期間において当社普通株式 200,000 株を借り受ける株式貸借契約を締結する予定です。

当該株式貸借契約において、割当予定先は、割当予定先が借り受ける当社普通株式の利用目的を、割当予定先が本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意する予定です。

## (6) ロックアップ

当社は、本第三者割当契約において、本第三者割当契約の締結日以降、行使期間の末日までの間、割当予定先が未行使の本新株予約権を有する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なく、当社の普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか又はこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨合意する予定です。

- ① 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- ② 当社又はその子会社の役員又は従業員を対象とするストックオプションプランに基づき、新株 予約権その他当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又 は当該権利の行使により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ③ 当社又はその子会社の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の普通株式を発行又は処分する場合。
- ④ 本第三者割当契約の締結日現在残存している新株予約権の行使により、当社の株式を発行又は 処分する場合。
- ⑤ 本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑥ 本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行 使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑦ 会社法第 194 条第 3 項に基づく自己株式の処分その他法令に基づき証券の発行又は処分が強制 される場合。
- ⑧ 合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付等の組織再編行為に基づき普通株式を発行又は 処分する場合。
- ⑨ 事業提携の目的で、当社の発行済株式総数(事業提携の目的での普通株式又は新株予約権その他当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利(以下、本号において「新株予約権等」という。)の発行又は処分後の発行済株式総数(新株予約権等の発行又は処分の場合には、

当該新株予約権等の全てが行使された場合に増加する普通株式数を加えた数とする。) を意味する。) の5%を上限として普通株式又は新株予約権等を発行又は処分する場合。

⑩ 証券会社に対し、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合 (但し、割当予定先が当社に対し、同種の有価証券の発行に係る提案・協議を行う機会を事前に 設けることを条件とする。)。

## 8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(2022年3月31日現在)				
氏名	持株数 (株)	持株比率		
大野 智弘	2, 994, 400	36. 38		
UNION BANCAIRE PRIVEE	705 600	9. 67		
(常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	795, 600	9.07		
CACIES	303, 453	3. 69		
(常任代理人 香港上海銀行)	505, 455	5.09		
高橋 秀明	150,000	1.82		
モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	104, 300	1.27		
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	95, 500	1. 16		
(常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	93, 300	1. 10		
国際航業株式会社	63, 700	0.77		
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	54, 800	0. 67		
(常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	34, 000	0.07		
DBS BANK LTD 700170	51,000	0. 62		
(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	51,000	0.02		
日本アジアグループ株式会社	50,000	0.61		

- (注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に 係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
  - 2.「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 9. 今後の見通し

今回の資金調達による2023年3月期の当社の業績に与える影響は軽微であります。

また、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は適時適切に開示いたします。

# 10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6.発行条件等の合理性(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2022年3月31日現在の総議決権数に対して最大5.29%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

### 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

## (1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:千円)

			2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売	上	高	456, 343	127, 864	271, 959

営業利益又は営業損失 (△)	9, 378	△451, 171	△433, 078
経常利益又は経常損失 (△)	△12, 341	△1, 575, 840	△681, 217
親会社株主に帰属する			
当期純利益又は親会社株主に帰	△29, 320	$\triangle 1,608,900$	$\triangle 2, 237, 129$
属する当期純損失(△)			
1株当たり当期純利益又は1株	A 4 17	A 914 07	A 909 74
当たり当期純損失(△)(円)	$\triangle 4.17$	△214. 97	△283. 74
1株当たり配当金(円)	_	_	_
1株当たり純資産額(円)	130. 27	189. 32	77. 52

# (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2022年5月31日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	8, 230, 067 株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	48,800 株	0.6%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	_	
上限値の転換価額(行使価額) に お け る 潜 在 株 式 数	_	_

(注) 上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものです。

# (3) 最近の株価の状況

# ① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始 値	21,090 円	2,700 円	4,720 円
高 値	21, 400 円	6, 480 円	6,400 円
安 値	2,254 円	2,558 円	1,730円
終値	2,707 円	4,700 円	2,405 円

(注) 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

# ② 最近6か月間の状況

	2022 年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	2,140 円	1,958円	2,353 円	2,024 円	2,090円	1,970円
高 値	2, 499 円	2,469 円	2,450円	2,215 円	2,150円	2,098円
安 値	1,751円	1,730円	1,954円	1,795円	1,800円	1,894円
終値	1,998円	2,405 円	2,036 円	2,089 円	1,950円	2,069円

- (注) 1. 各株価は、2022年4月3日までは東京証券取引所マザーズ、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロースにおけるものであります。
  - 2. 2022年7月の株価については、2022年7月8日現在で表示しております。

# ③ 発行決議日前取引日における株価

	2022年7月8日
始 値	1,940 円
高 値	2, 098 円
安 値	1,933 円
終値	2,069 円

# (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・行使価額修正条項付第 11 回新株予約権(第三者割当て)の発行

払 込 期 日	2020年6月5日
調達資金の額	5,089,862,100円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	新株予約権1個当たり12,069円(総額10,862,100円)
募集時における発行済株式数	7, 091, 400 株
当該募集における 発 行 株 式 数	900, 000 株
募集後における発行済株式数	7, 991, 400 株
発行時における当初の資金使途	<ul> <li>① 借入金の返済として 450 百万円</li> <li>② アーティセンス社との事業統合を含む研究開発と事業開発の推進として 1,170 百万円</li> <li>③ 注力垂直領域におけるプロダクト・ソリューション開発への事業投資として 500 百万円</li> <li>④ Deep Tech (深層技術) における研究開発の推進として 100 百万円</li> <li>⑤ Deep Tech (深層技術) への M&amp;A として 2,869 百万円</li> </ul>
発行時における支出予定時期	① 2020年9月~2022年1月 ② 2020年6月~2021年12月 ③ 2020年6月~ ④ 2020年6月~ ⑤ 2020年8月~
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	現時点において、540,000 株が発行され、累計 2,197 百万円の資金調達を 完了し、①については 450 百万円充当済み、②については 1,170 百万円 充当済み、③については 100 百万円充当済み、④については 15 百万円充 当済みです。 また、⑤は実施を中止し、2021 年 9 月 13 日において残存する第 11 回新 株予約権の全部(360,000 株相当)を取得及び消却済みです。

# ・第三者割当増資による株式の発行

払 込 期	間	2021年10月26日から2021年12月24日
調達資金の	額	1, 753, 443, 783 円
発 行 価	額	1株につき 3,549円(総額 1,753,443,783円)
募集時におけ発行済株式		7, 736, 000 株
当該募集におけ発 行 株 式	· る 数	494, 067 株
募集後におけ	る	8, 230, 067 株

発 行 済 株	式 数	
発行時にお	ける	現物出資により行われる予定であるため、行使により払い込まれる金銭
当初の資金	使 途	はありません。
発行時にお	ける	
支 出 予 定	時期	
現時点にお	ける	
充 当 状	況	

以上

# Kudan株式会社 第12回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

Kudan株式会社第12回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

- 本新株予約権の払込金額の総額 金1,025,829 円
- 3. 申込期日 2022年7月27日
- 4. 割当日及び払込期日 2022年7月27日
- 5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、グロース・キャピタル株式会社(以下「割当先」という。)に全ての本新株予約権を割り当てる。

- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 257,100 株とする (本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。)は100 株とする。)。 但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額(第 9 項第(2) 号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = <u>調整前割当株式数 × 調整前行使価額</u> 調整後行使価額

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、 本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を 行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必

要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 7. 本新株予約権の総数 2,571 個
- 8. 本新株予約権1個当たりの払込金額 金399円
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、2,069円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

## 10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、第 17 項第(2)号に定める本新株予約権の各行使請求の 効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の直前取引日(同日に終値がない場合には、 その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」 という。)における当社普通株式の普通取引の終値の94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。)に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が1,241円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。) を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

### 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式 数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行 使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\frac{\chi}{\chi}$$
 要 後 = 調 整 前 ×  $\frac{\chi}{\chi}$  要 前 ×  $\frac{\chi}{\chi}$  を  $\frac{\chi}{\chi}$   $\frac{\chi}{\chi}$  を  $\frac{\chi}{\chi}$   $\frac{\chi}{\chi$ 

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 時価(本項第(4)号②に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項第(2)号①乃至④の各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①乃至④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権の行使 請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するも のとする。

調整前行使価額により当該期

株式数 = (調整前行使価額ー調整後行使価額) × 間内に交付された株式数

### 調整後行使価額

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が適用される日(但し、本項第(2)号 ⑤の場合は基準日)に先立つ45 取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日数を除く。) の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、 単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとす る。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行 使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を適用する日が第 10項に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権 者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### 12. 本新株予約権の行使期間

2022 年 7 月 27 日から 2025 年 7 月 28 日まで(以下「行使期間」という。)とする。但し、行 使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2023 年 7 月 27 日 以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者 (当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

## 15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

# 17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生する。
- 18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由本発行要項及び割当先との間で締結される予定の第三者割当契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、株価変動率、当社の資金調達需要等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を399円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2,069円とした。

## 22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役 CEO に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上

# Kudan株式会社 第13回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

Kudan株式会社第13回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

- 本新株予約権の払込金額の総額 金 418,152 円
- 3. 申込期日 2022年7月27日
- 4. 割当日及び払込期日 2022年7月27日
- 5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、グロース・キャピタル株式会社(以下「割当先」という。)に全 ての本新株予約権を割り当てる。

- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 106,400 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。 但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額(第 9 項第(2) 号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = <u>調整前割当株式数 × 調整前行使価額</u> 調整後行使価額

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第 (2) 号及び第(5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、 本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を 行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必

要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 7. 本新株予約権の総数
  - 1,064個
- 8. 本新株予約権1個当たりの払込金額 金393円
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、5,000円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

### 10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、第 17 項第(2)号に定める本新株予約権の各行使請求の 効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の直前取引日(同日に終値がない場合には、 その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の 94%に相当する金額(円位未満小数第 2位まで算出し、小数第 2位を切り上げる。)に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が 1,241 円(以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

### 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式 数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行 使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\frac{\chi}{\chi}$$
 要 後 = 調 整 前 ×  $\frac{\chi}{\chi}$  要 前 ×  $\frac{\chi}{\chi}$  要 有  $\frac{\chi}{\chi}$  数 ×  $\frac{\chi}{\chi}$  数 ×  $\frac{\chi}{\chi}$  数  $\frac{\chi}{\chi}$  0  $\frac{\chi}{\chi}$  数  $\frac{\chi}{\chi}$  0  $\frac{\chi}$ 

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 時価(本項第(4)号②に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項第(2)号①乃至④の各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①乃至④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

調整前行使価額により当該期

株式数 = (調整前行使価額-調整後行使価額) × 間内に交付された株式数

### 調整後行使価額

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り 捨てるものとする。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が適用される日(但し、本項第(2)号 ⑤の場合は基準日)に先立つ45 取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日数を除く。) の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、 単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとす る。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行 使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を適用する日が第 10項に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権 者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### 12. 本新株予約権の行使期間

2022 年 7 月 27 日から 2025 年 7 月 28 日まで(以下「行使期間」という。)とする。但し、行 使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2023 年 7 月 27 日 以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者 (当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

## 15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

# 17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生する。
- 18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由本発行要項及び割当先との間で締結される予定の第三者割当契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、株価変動率、当社の資金調達需要等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を393円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、5,000円とした。

## 22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役 CEO に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上

# Kudan株式会社 第14回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

Kudan株式会社第14回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

- 本新株予約権の払込金額の総額 金 273,350 円
- 3. 申込期日 2022年7月27日
- 4. 割当日及び払込期日 2022年7月27日
- 5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、グロース・キャピタル株式会社(以下「割当先」という。)に全 ての本新株予約権を割り当てる。

- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 71,000 株とする(本新株 予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。 但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額(第 9 項第(2) 号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = <u>調整前割当株式数 × 調整前行使価額</u> 調整後行使価額

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、 本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を 行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必

要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 7. 本新株予約権の総数 710 個
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、7,500円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

### 10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、第 17 項第(2)号に定める本新株予約権の各行使請求の 効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の直前取引日(同日に終値がない場合には、 その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」 という。)における当社普通株式の普通取引の終値の94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。)に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が1,241円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。) を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

### 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式 数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行 使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\frac{\chi}{\chi}$$
 要 後 = 調 整 前 ×  $\frac{\chi}{\chi}$  要 前 ×  $\frac{\chi}{\chi}$  を  $\frac{\chi}{\chi}$   $\frac{\chi}{\chi}$  を  $\frac{\chi}{\chi}$   $\frac{\chi}{\chi$ 

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 時価(本項第(4)号②に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項第(2)号①乃至④の各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①乃至④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権の行使 請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するも のとする。

調整前行使価額により当該期

株式数 = (調整前行使価額-調整後行使価額) × 間内に交付された株式数

### 調整後行使価額

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り 捨てるものとする。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が適用される日(但し、本項第(2)号 ⑤の場合は基準日)に先立つ45 取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日数を除く。) の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、 単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとす る。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行 使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を適用する日が第 10項に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権 者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### 12. 本新株予約権の行使期間

2022 年 7 月 27 日から 2025 年 7 月 28 日まで(以下「行使期間」という。)とする。但し、行 使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2023 年 7 月 27 日 以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者 (当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

## 15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

# 17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生する。
- 18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由本発行要項及び割当先との間で締結される予定の第三者割当契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、株価変動率、当社の資金調達需要等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を385円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、7,500円とした。

## 22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役 CEO に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上